【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（免許の申請）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六　金融商品債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「金融商品債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

２　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社の登記事項証明書

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

３　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（免許の申請）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六　金融商品債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「金融商品債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

２　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社の登記事項証明書

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

３　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

（新設）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六　有価証券債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

②　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社の登記事項証明書

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

③　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六　有価証券債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

②　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社の登記事項証明書

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

③　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

（五　新設）

五　有価証券債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

②　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社の登記事項証明書

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

③　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】

（改正後）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五　有価証券債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

②　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社の登記事項証明書

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

③　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五　有価証券債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

②　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社登記簿の謄本

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

③　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】（平成14年5月29日法律第45号）

（改正後）

第百五十六条の三　前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　本店その他の営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五　有価証券債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

②　免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　会社登記簿の謄本

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

③　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

（新設）